特別清算終結

平成２６年（ヒ）第５号

長野県松本市大字和田字南西原3967番地29
清算株式会社　株式会社しなのエレクトロニクス
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（ヒ）第１００１号

島根県松江市東朝日町198番地15
清算株式会社　株式会社後藤管財
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第１００３号

福岡市中央区大手門１丁目１番12号大手門パインビル７階
清算株式会社　河内物産株式会社
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（ヒ）第１０８号

鹿児島市東開町13番21号
清算株式会社　株式会社ベル
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第１００５号

山形県新庄市大手町２番71号
清算株式会社　株式会社前森
代表清算人　矢口　正義
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の方法及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は、協定債権者の負担とする。
⑵　本協定に基づく弁済で生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち、特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいい、一般債権を有する債権者を一般債権者という。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　一般債権の弁済
本協定認可決定確定日から１か月以内に、清算株式会社の全資産の換価により得た金額から、清算費用、公租公課その他一般の優先権のある債権等に対する弁済原資を控除した後の金額を弁済原資として、別表「債権額」欄に記載の債権額に応じて按分した弁済額を一般債権者へ弁済する。
⑵　一般債権の免除
一般債権者は、前記⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて免除する。
⑶　追加弁済
前記⑴による弁済後、新たに清算株式会社の財産が発見されたときは、これを清算人が換価したうえ、清算費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済原資として、別表「債権額」欄に記載の債権額に応じて按分した額を一般債権者に追加弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲において前記⑵による免除の効力は失われるものとする。
なお、追加弁済の可否及びその時期は、追加弁済の原資の多寡、清算事務の処理状況等を勘案して、清算人が定める。
（別表省略）
山形地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第２００９号

東京都中央区日本橋兜町11番７号
清算株式会社　株式会社ファルマエイト
代表清算人　宗像　敬一
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　定義
本協定案において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとする。
一般債権とは、協定債権のうち、劣後債権並びに特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
劣後債権とは、株式会社日本政策金融公庫が清算株式会社に対して有する貸付金債権並びにこれに付随する利息債権及び遅延損害金請求権をいう。
劣後債権者とは、株式会社日本政策金融公庫をいう。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、未だ利息債権及び遅延損害金請求権の免除がなされていない協定債権が存する場合には、協定債権者は、清算株式会社に対し、特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可確定時にその全額を免除する。ただし、劣後債権については、劣後債権者は、かかる利息債権及び遅延損害金請求の免除は行わない。
３　弁済の場所
清算株式会社は、本協定に基づく弁済を、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２　一般債権及び劣後債権
１　一般債権の弁済
清算株式会社は、一般債権について、本協定認可決定確定後１か月以内に、一般債権の全額を弁済する。
２　劣後債権の弁済
清算株式会社は、劣後債権について、一般債権の弁済の後２週間以内に、清算業務終了時において清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権（公租公課等の債権を含む。）、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権（公認会計士及び弁護士の報酬・費用請求権を含む。）を弁済するために必要な金額を控除してなお残額が存する場合に、その残額の範囲内で劣後債権の弁済を行う。
３　劣後債権残額の免除
劣後債権者は、清算株式会社に対し、劣後債権の総額から第２項に基づき弁済を受けた額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　新たに残余財産が発見された場合の措置
第１項及び第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、劣後債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を以て、劣後債権の弁済を行う。この場合においては、劣後債権者が第３項に基づき行った残債務の免除は、新たになされた弁済の限度でその効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２６年（再）第５号

福岡市早良区百道浜４―16―７
再生債務者　久賀　　太
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月27日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年１月８日から平成27年１月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第１号

兵庫県尼崎市西高洲町16番地の22
再生債務者　株式会社天城建材センター
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年11月４日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係